

事 務 連 絡
令和7年9月5日

健康保険委員 様
健康保険事務担当者 様

倉庫業健康保険組合

健康保険証の廃止に伴う 「資格確認書」の一括職権交付についてのお知らせ

日頃より、当組合の事業運営について、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年12月2日より、従来の健康保険証は使用できなくなり、医療機関等を受診する際は「マイナ保険証」または「資格確認書」による資格確認が必要となります

これに伴い、マイナ保険証を利用できない方を対象に「資格確認書」を一括職権交付いたします。**《申請手続きは不要です》。**

● 資格確認書の一括職権交付対象者（健康保険証をお持ちの有資格者）

1. マイナンバーカードをお持ちでない方
2. マイナンバーカードをお持ちでも、マイナ保険証の利用登録をされていない方
3. マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方
4. マイナ保険証の利用登録を解除した方

※ 令和7年9月末時点にて、「資格確認書」をお持ちの方（有効期限が令和7年11月30日）については、別途職権交付（申請不要）を行います。（11月中旬予定）

● 交付データの作成日

令和7年9月末時点の国から提供されるマイナ保険証利用登録者データを基に作成いたします。

● 資格確認書の送付予定月

令和7年11月上旬に事業所宛てに送付

加入者の皆様へ「資格確認書」の配布にご協力をお願いいたします。

● 送付物（予定）

- ・事業所あて通知文書
- ・資格確認書交付対象者リスト
- ・資格確認書
- ・個人宛リーフレット（資格確認書交付枚数分）

※ 令和7年12月2日以降、従来の健康保険証（カード証）は回収の必要はございません。

《お問い合わせ先》 適用徴収課 ☎03（3642）8436